

令和 3 年

国見町議会会議録

第 7 回 臨時会

令和 3 年 11 月 29 日開会

令和 3 年 11 月 29 日閉会

国 見 町 議 会

令和3年第7回（11月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（11月29日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案の上程（議案第67号）	5
町長提案理由の説明	6
議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
町長挨拶	8
閉議及び閉会の宣告	8

国見町告示第72号

令和3年第7回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年11月22日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和3年11月29日

2. 場 所 国見町議会議場

3. 付議事件

(1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

令和3年第7回国見町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年11月29日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 穴戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
農 事 務 局 長	穴戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 長	阿部善徳君
上下水道課長	羽根洋一君	会 計 課 長	東海林八重子君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	佐藤光男君	幼 児 教 育 課 長	
生涯学習課長			

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榎 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回国見町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番村上君及び8番佐藤定男君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和3年第6回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案1件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（議案第67号）

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和3年第7回国見町議会臨時会を招集したところ、議員の皆様にはご壮健でご出席をいただきましたことを感謝いたします。

さて、本臨時会に提出した議案の概要を申し上げます。

議案第67号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、福島県人事委員会勧告に準拠して期末手当の支給割合を改正するものです。

以上、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明いたします。

よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇
◇議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第67号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） それでは、議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、町長から、職員の給与に関する条例の一部を県の人事委員会の勧告に準拠してというご発言がありましたけれども、県の準拠というのは、支給割合はどのようなものだったんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 県の人事委員会勧告では、現行年間2.5月の期末手当を2.35月、要するに0.15月引き下げるという勧告でございました。町は人事委員会を持っておりませんので、県に準拠して同様の措置を取りたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今回は、期末手当ということですから、勤勉手当、これについては同じだということですね。

それからもう一つ、この福島県人事委員会勧告については、福島県が同一レベルで減額するということなんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 福島県の人事委員会勧告につきましては、厳密に申せば福島県

職員に対しての勧告ということになります。ただ、市町村におきましては人事委員会を持っておりませんので、今までもそうなんですけれども、国が人事院勧告を出して、各都道府県が人事委員会勧告を出して、それに準拠するという形でやってきておりますので、基本的には同一の形での改正になるだろうと。ただ、自治体は違いますので、自治権がございますので、その考え方については様々ございますが、今までも基本的にはそのような形で、同様の措置が取られてきたと理解をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 去年の国見町と桑折町、12月の期末手当を比べましたらば、国見町は1.225かな、桑折町は1.275と、桑折町のほうが0.05高いんです。町人事行政運営状況というのを見ると。ですから、その辺の差額というのが、今、総務課長が言ったのと若干、各市町村によって違うのかなと思って質問させていただきました。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 多分同じだとは思いますが。確かに昨年の改正前は多分1.275だったと思います。改正後は1.25で、去年は0.05減額になっていますからその半分だと0.025なので、公表の時期によってもしかすると数字が動いている可能性もあるんですけども、基本的に桑折町と国見町は今年の調査では同じになっていますので。多分間違いないかなと思います。

ただ、市町村によりましては、その取扱いが多少違うところもあります。勧告どおりにしていない市町村も幾つかありますけれども、原則、基準をどこかに求めなければならないということであれば、あまり政治的な判断とかそういうものを除外する意味では勧告どおりにやっているということ、ほぼ県内59市町村、あと県を入れれば60になりますけれども、あとは一部事務組合を含めると、ほぼ9割以上は同様の数字でいっているのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。



◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和3年第7回国見町議会臨時会の閉会にあたり、ご挨拶します。

ご提案した議案は、格別のご理解により原案のとおりご議決いただいたことに感謝します。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。



◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって本日の会議を閉じます。

令和3年第7回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時12分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月29日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 村 上 一

同 署名議員 佐 藤 定 男